

## 意見聴取要請の概要

### 食品安全基本法第 24 条第 1 項関係

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 10 条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、あわせて、同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、規格基準を設定すること。

（平成 17 年 6 月 20 日付け）

#### ・ L - アスコルビン酸カルシウム

（ L - アスコルビン酸カルシウムは、人の必須栄養素のひとつであるビタミン C（ L - アスコルビン酸）のカルシウム塩であり、食品の酸化防止、ビタミン C 及びカルシウムの栄養強化等の機能を有する。

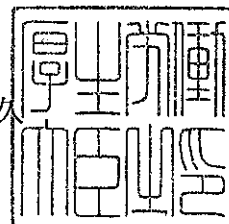
我が国では、アスコルビン酸関係の食品添加物は、昭和 31 年に L - アスコルビン酸及びそのナトリウム塩が、昭和 39 年に L - アスコルビン酸ステアリン酸エステルが、平成 3 年に L - アスコルビン酸パルミチン酸エステルが、平成 16 年に L - アスコルビン酸 2 - グルコシドが指定され、食品の酸化防止剤や強化剤等として使用されている。）



厚生労働省発食安第 1003002 号  
平成 17 年 10 月 3 日

食品安全委員会  
委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 尾辻 秀久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 10 条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、併せて、同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、規格基準を設定すること

L-アスコルビン酸カルシウム

